総社市農業委員会の委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第39号

総社市農業委員会の委員の定数に関する条例

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定に基づく、総社市農業委員会の委員の定数は、15人とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。ただし、公布の日以後最初に任命される総社市農業委員会の委員の選任に係る手続きは、施行日前においても行うことができる。
 - (総社市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例の廃止)
- 2 総社市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例(平成17年総社市条例第17 4号)は、廃止する。
 - (総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を、当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

9 3円衣の及上及の欄中「豚が切りなした時力に成める。	
改正後	改 正 前
別表第1 (第2条, 第3条関係) 区分 報酬 報 酬 日額月額年額 略 農業委員会会長 50,000	別表第 1 (第 2 条, 第 3 条関係) 区 分 報 酬 報 財 日 額 月 額 年 額 略 農業委員会会長 44,000
農業委員会会長代理 35,000 農業委員会委員 32,000	農業委員会会長代理 33,000 農業委員会委員 30,000
略	略